

長野県 IT・デジタル化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人長野県中小企業振興センター理事長（以下「理事長」という。）が国の令和2年度補正予算「中小企業デジタル化応援隊事業」（以下「応援隊事業」という。）を活用する県内中小企業者等に対し、予算の範囲内で長野県IT・デジタル化補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「施行令」という。）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱、その他の法令、補助金交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 応援隊事業における中小企業登録を行った事業者をいう。
- (2) IT専門家 応援隊事業におけるIT専門家登録を行った者をいう。
- (3) 事務局 応援隊事業事務局をいう。

2 前項に定めのない用語は、応援隊事業における用語の意義を準用する。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、県内に本社又は主たる事務所を有し、応援隊事業を活用してIT専門家の支援を受けた中小企業者等とする。

(補助対象経費、補助上限時間単価及び補助上限時間)

第4条 補助対象経費、補助上限時間単価及び補助上限時間は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 補助対象経費 応援隊事業として事務局が確認した支援計画に基づき、中小企業者等とIT専門家が業務委託契約を締結した案件に関し、補助対象者がIT専門家に支払う実費負担分の謝金（税込）
- (2) 補助上限時間単価 補助対象経費を支援時間（IT専門家による支援の合計時間）で除した額から500円（税込）を差し引いた額又は4,250円（税込）のいずれか低い額
- (3) 補助上限時間 1補助対象者当たり24時間

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、IT専門家に対する謝金を支払い終える日又は令和3年2月5日のいずれか早い日までの間に、長野県IT・デジタル化補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。ただし、令和2年

10月16日以前に応援隊事業として中小企業者等とIT専門家が業務委託契約を締結した場合は、令和3年2月5日までに交付申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による交付申請書を受理し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定し、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を長野県IT・デジタル化補助金決定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第7条 次の各号に掲げる事項は、前条に規定する補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助対象経費を変更しようとするときは、すみやかに長野県IT・デジタル化補助金対象事業変更承認申請書(様式第3号)により理事長に申請してその承認を受けなければならない。ただし、理事長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象者は、補助対象となるIT専門家による支援を中止し、又は廃止しようとするときは、すみやかに長野県IT・デジタル化補助金対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により理事長に申請してその承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、補助金交付決定通知を受けた日から14日以内に長野県IT・デジタル化補助金交付申請取下書(様式第5号)を理事長に提出して取下げるものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、IT専門家からの支援に関する謝金を支払った日から起算し1か月又は令和3年3月5日のいずれか早い日までに、長野県IT・デジタル化補助金実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象となる事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長野県IT・デジタル化補助金確定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の通知を受けた支援対象企業が補助金の交付を請求しようとするときは、長野県IT・デジタル化補助金交付請求書(様式第8号)を理事長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第12条 理事長は、第10条により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助対象者に対し支払うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 理事長は、補助対象者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金交付決定の内容、条件、その他法令、要領若しくはこの規定に定める事項に違反したときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、補助金交付決定の取消しをした場合には、その旨を補助対象者に対しすみやかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 補助対象者は、前条の規定により取消を受けた場合において既に補助金の交付を受けているときは、補助金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助対象者は、前条の規定により交付を受けた補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金の返還を求められ、これを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助対象者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 理事長は、補助対象者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項を指示することができる。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から適用する。